多数の者の集合する催しに際し、消火器の準備・露店等の開設届出が必要となります！（三沢市火災予防条例の一部改正）

京都府福知山市花火大会での火災事故を受け、三沢市火災予防条例の一部を改正し、祭り等の催しに際して、消火器の準備（平成 26 年 8 月 1 日から）・露店等の開設届出（平成 26 年 11 月 1 日から）が必要となりました。

1. 消火器の準備（条例第 18 条～第 22 条）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（注 1）において対象火気器具等（注 2）を使用する場合、消火器（注 3）の準備が必要です。消火器は対象火気器具等を使用する者が準備します。

（注 1）多数の者の集合する催し（条例規制の対象となる催し）とは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催し。

【対象催し例】

三沢まつり、みさわ七夕まつり、みさわ港まつり、小川原湖水まつり、まんぷく祭り、三沢高等学校及び三沢商業高等学校文化祭、９の市等。

～条例規制の対象とならない催しの例～

◆集合する範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキューなど相互に面識がある催し）

◆開催主体が単一の町内自治会や PTA 等で、参加対象者が会員（関係者を含む）であり、開催目的が会員の福利厚生や親睦などである催し（〇〇自治会夏祭り等）

（注 2）対象火気器具等とは

液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、容易に持ち運べるものをいいます。

具体的には、ガスコンロ等の調理器具、ストーブ、携帯発電機等が該当します。

（注 3）消火器の種類について

対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があります。

なお、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は、消火器と同等の消火性能を有しないため、設置できません！

2. 露店等の開設届出書を消防署へ提出（条例第 52 条）

多数の者の集合する催し（上記の催しをいいます。）において、対象火気器具等（上記の火気器具をいいます。）を使用する露店、屋台その他これらに類するものを開設する場合は、催しを開催する３日前までに消防署長に届け出ることが必要です。（注 4）届出は基本的に露店等を開設する者が行いますが、催しの主催者及び露店等を統括する者が提出することもできます。

（注 4）露店等の開設届出書について

露店等を開設する場合、消防署が事前に把握し火災予防のアドバイスを行うことを目的としています。　（露店等とは露店商に限定されず、移動販売車や市民が開設する屋台等も含まれます。）届出書には開催日時の他、現場責任者の情報、露店や消火器の設置場所がわかる略図を添付する必要があります（別記載例を参考としてください。）。

「露店等の開設届出書」は、消防署予防係、分署及び出張所の窓口でも配布していますが、ダウンロードした様式を印刷して使用することができます。

露店等の開設届出書を消防署・出張所へ届出後、チェック項目に基づき消防職員が事前のアドバイスを行い、必要に応じて催し当日に消防隊が現地へ出向し、安全確認を行います。

※チェック項目は以下のとおりです。

【消火器の準備及び発災時の対策等について】（テント・電源等）

- こんろ、調理器具、携帯発電機など使用する場合は、変形や錆びがない消火器を準備する。粉末消火器は、容器を振るなどして薬剤の固着がないか確認する。※消火器とは、規格省令に規定する消火器（住宅用消火器を除く。）でありエアゾール式簡易消火具は該当しません。
- 避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には設営しない。
- 災害発生時の避難誘導や消防隊等の誘導について事前に担当者を定めるなど計画すること。【主催者等のチェック項目です】
- 傷病人発生時における救護所を確保すること。【主催者等のチェック項目です】
- 強風等で露店やテントが倒壊・飛散しないように固定する。
- 電源は、仮設の電気引き込み工事を実施するなど商用電源を使用する。（商用電源を使用できない場合は、必ず【ガソリン等の貯蔵・取扱いについて】をチェックしてください。）

【LP ガスボンベ及び対象火気器具等の取扱いについて】

- ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
- ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに観客席等と距離を取る。
- コンロの周囲は可燃物から 15 センチメートル以上、上方 1 メートル以上の距離を保つ。
- 対象火気器具等の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- 対象火気器具等とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する。
- 1 本のボンベから 2 本以上の機器に分岐してガスを供給しない。（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。）

【ガソリン等の貯蔵・取扱いについて】

※ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談する。

（1）保管・取扱いの一般的な注意事項

- ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。（ライター、たばこ等）
- 容器は消防法令に適合した金属製容器等を使用し、キャップを確実に締める。
- 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。

・　ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客席等から十分に安全な距離を取る。

・　開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

（2）携帯発電機の使用

・　携帯発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。

・　イベント開催中は会場内での給油は行わない。やむなく、給油をする場合は、周囲に火気のないことを確認し、観客席等から十分に安全な距離を取る。

※　火災予防条例一部改正の Q&A

Q１：準備する消火器は、エアゾール式や水バケツ等で代替えできますか？
A１：代替えできません。粉末 ABC 消火器を準備してください。

Q２：消火器は誰が準備するんですか？
A２：原則として、火を使用する器具等を取り扱う者が準備する必要があります。

Q３：消火器は何本準備するんですか？
A３：基本的に対象火気器具等に対して消火器１本必要ですが、露店等に複数の対象火気器具があった場合、有効に初期消火できる場合は共同して消火器を準備できます。
　また、基本的に露店等１店に対しては、消火器１本準備することになります。

Q４：「露店等の開設届出書」は誰が提出するのですか？
A４：基本的に露店等を開設する者です。ただし、催しの主催者及び露店の統括者等から一括して提出することもできます。

Q５：「露店等」とは？
A５：露店、屋台店その他これらに類する店（移動販売車、模擬店、フリーマーケットにおける出店）を開設し、物品等を販売又は提供するものです。
※不明な場合は、最寄りの消防署・出張所に問い合せてください。

まとめ

上記の「1. 消火器の準備」及び「2. 露店等の開設届出書を消防署へ提出」をまとめますと、以下のフローチャートの流れになります。

お問い合わせ先及び届出を行う消防署・出張所について

「計画している催し物が、条例の規制対象となるのか？」
「どのように消火器を設置すれば良いのか？」
「届出書の書き方がわからない」・・など

ご不明な点等ございましたら催し開催場所を管轄する消防署・出張所へご連絡ください。

○三沢市消防署　予防係	０１７６－５４－４２１２
○中央分署	０１７６－５３－３５１３
○北出張所	０１７６－５９－２２０２
○古間木出張所	０１７６－５２－６３８８

催し開催時の防火安全チェック項目

１　消火器の準備及び発災時の対策等について（テント・電源等）

□　こんろ、調理器具、携帯発電機など使用する場合は、変形や錆びがない消火器を準備する。粉末消火器は、容器を振るなどして薬剤の固着がないか確認する。

※消火器とは、規格省令に規定する消火器（住宅用消火器を除く。）でありエアゾール式簡易消火具は該当しません。

□　避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には設営しない。

□　災害発生時の避難誘導や消防隊等の誘導について事前に担当者を定めるなど計画すること。

□　傷病人発生時における救護所を確保すること。

□　強風等で露店やテントが倒壊・飛散しないように固定する。

□　電源は、仮設の電気引き込み工事を実施するなど商用電源を使用する。
（商用電源を使用できない場合は、必ず３をチェックしてください。）

２　ＬＰガスボンベ及び対象火気器具等の取扱いについて

□　ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。

□　ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに観客席等と距離を取る。

□　コンロの周囲は可燃物から１５㎝以上、上方１ｍ以上の距離を保つ。

□　対象火気器具等の周囲は常に整理及び清掃に努める。

□　ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。

□　対象火気器具等とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する。

□　１本のボンベから２本以上の機器に分岐してガスを供給しない。
（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。）

３　ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

※ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談する。

⑴　保管・取扱いの一般的な注意事項

□　ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。（ライター、たばこ）

□　容器は消防法令に適合した金属製容器等を使用し、キャップを確実に締める。

□　容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。

□　ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客席等から十分に安全な距離を取る。

□　開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

⑵　携帯発電機の使用

□　携帯発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。

□　イベント開催中は会場内での給油は行わない。やむなく、給油をする場合は、周囲に火気のないことを確認し、観客席等から十分に安全な距離を取る。

※ ＿＿＿＿＿＿＿＿部は、主催者等のチェック項目です。